



市 章

# 大津市公報

平 成 26 年 12 月 19 日  
号 外 ( 第 75 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

90	大津市学校給食に関する条例.....	1
91	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	2
92	大津市情報公開条例の一部を改正する条例.....	2
93	大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	2
94	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例.....	2
95	大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例.....	3
96	大津市特別会計条例の一部を改正する条例.....	3
97	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	3
98	大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	3
99	大津市下水道条例の一部を改正する条例.....	5

## 条 例

大津市学校給食に関する条例を公布する。  
平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第90号

大津市学校給食に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、市立学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

学校給食 学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食をいう。

学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

市立学校 大津市立学校の設置に関する条例(昭和39年条例第28号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

**第3条** 市は、法第4条の規定に基づき、教育委員会規則で定める市立学校において学校給食を実施する。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(学校給食費の徴収)

**第4条** 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から、学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

**第5条** 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

**第6条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第7条** 前3条に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食について適用する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第91号**

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市行政改革推進委員会の項の前に次のように加える。

大津市民病院経営 形態検討委員会	大津市民病院の経営形態の見直しに関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内	学識経験を有する者、医療関係団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者
---------------------	-----------------------------------	------	--

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第92号**

大津市情報公開条例の一部を改正する条例

大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第93号**

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第94号**

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問に応じ、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

第4条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

**第 4 条の 2** 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

( 専門部会 )

**第 5 条の 2** 審査会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 95 号**

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例 ( 平成 19 年条例第 45 号 ) の一部を次のように改正する。

第 10 条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日 ( 職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下同じ。 ) 又はその次の昇給日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
大津市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 96 号**

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例 ( 昭和 39 年条例第 16 号 ) の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

学校給食事業特別会計 学校給食事業

**附 則**

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 97 号**

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例 ( 昭和 34 年条例第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「 390,000 円」を「 404,000 円」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

-----  
大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

大津市長 越 直 美

## 大津市条例第98号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第41条を次のように改める。

(手数料)

**第41条** 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は第14条第3項の規定による設計審査若しくは工事検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

指定給水装置工事事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 10,000円

設計審査又は工事検査に係る手数料

区 分	メーターの口径	金額(1か所につき)			
		設計審査	工事検査		
新設	ア 引込管(配水管から止水栓までの給水装置をいう。以下同じ。)及び引込管以外の給水装置を設ける場合	20ミリメートル以下	6,600円	6,300円	
		25ミリメートル及び40ミリメートル	8,800円	9,400円	
		50ミリメートル及び75ミリメートル	11,000円	13,700円	
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
	イ 引込管のみを設ける場合	20ミリメートル以下	2,900円	4,400円	
		25ミリメートル及び40ミリメートル	4,000円	6,700円	
		50ミリメートル及び75ミリメートル	5,100円	11,300円	
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
	ウ 引込管以外の給水装置のみを設ける場合	20ミリメートル以下	4,000円	4,400円	
		25ミリメートル及び40ミリメートル	6,200円	5,200円	
		50ミリメートル及び75ミリメートル	9,500円	6,700円	
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
	エ 工事に使用する仮設水栓を設ける場合	75ミリメートル以下	1,800円	2,900円	
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
	改造	ア 引込管の変更を含む場合	20ミリメートル以下	9,200円	7,100円
			25ミリメートル及び40ミリメートル	11,900円	10,600円
50ミリメートル及び75ミリメートル			14,500円	16,000円	
100ミリメートル以上			実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
イ アに掲げる場合以外の場合		20ミリメートル以下	5,100円	4,000円	
		25ミリメートル及び40ミリメートル	7,300円	4,800円	
		50ミリメートル及び75ミリメートル	9,900円	6,300円	
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額		
撤去		ア 引込管の撤去を含む場合	75ミリメートル以下	4,000円	3,300円
			100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	

イ アに掲げる場合以外 の場合	75ミリメートル以下	2,200円	2,500円
	100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	

- 2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。ただし、申請の際にあらかじめ納付すべき額を確定することができない場合は、確定した後に納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第99号**

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条の表中「汚水量」を「汚水の排出量」に改める。

第16条の見出し中「認定等」を「算定等」に改め、同条第1項本文中「水道の」を「水道水の」に改め、同項ただし書中「水道の」を「当該」に改め、同条第2項中「汚水排出量」を「汚水の排出量」に、「その使用状況」を「水道水以外の水の使用水量」に、「公営企業管理者が認定」を「算定」に改め、同条第3項中「その他の水」を「水道水以外の水」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の場合における水道水以外の水の使用水量は、次条の規定に基づき公営企業管理者が認定する。

第16条の2を第16条の4とし、第16条の次に次の2条を加える。

(水道水以外の水の使用水量の認定方法)

**第16条の2** 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除しようとする者は、企業局管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公営企業管理者に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除しようとする者は、あらかじめ、その使用水量を計測するための装置(適正に計測することができるものとして公営企業管理者が認めるものに限る。以下「計測装置」という。)を設置しなければならない。ただし、企業局管理規程で定める場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定により計測装置を設置した者は、企業局管理規程で定めるところにより、遅滞なく、設置が完了した旨を公営企業管理者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

- 4 公営企業管理者は、水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除する者が正当な理由なく計測装置を設置しないときは、その者に対し、相当の期限を定めて、計測装置を設置することを命ずることができる。

- 5 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除する者(第2項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、企業局管理規程で定める者に限る。)は、企業局管理規程で定めるところにより、毎月、その使用水量を公営企業管理者に届け出なければならない。

- 6 公営企業管理者は、前項の届出に基づいて、水道水以外の水の使用水量を認定するものとする。ただし、前項の届出がない場合その他企業局管理規程で定める場合は、企業局管理規程で定めるところにより、当該使用水量を認定するものとする。

(立入検査)

**第16条の3** 公営企業管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、帳簿書類、井戸その他の給水設備、計測装置、排水設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第17条第1項中「第16条第2項又は第4項」を「第16条第4項又は第5項」に改める。

第25条中「に対して」を削り、「を科する」を「に処する」に改め、同条第14号中「第11条第1項」の次に「、第16条の2第1項若しくは第5項」を加え、「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第9号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の4号を加える。

第16条の2第1項の規定による届出を怠った者  
第16条の2第4項の規定による命令に違反した者  
第16条の2第5項の規定による届出を怠った者  
第16条の3第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
第26条中「市長は、」を削り、「者に対して」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大津市下水道条例第16条第2項の規定による認定を受けている使用者に係る汚水の排出量の算定については、改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、改正後の第16条の2の規定は、適用しない。ただし、その認定を受けた事項を変更するときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定の適用を受ける者がその認定を受けた事項を変更する場合における改正後の第16条の2第1項の規定の適用については、同項後段中「その届け出た」とあるのは、「公営企業管理者から認定を受けた」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。